

●児童手当

児童手当は、児童の家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的としています。

○対象者（受給者）

中学校修了前の児童を養育している保護者で次の(1)及び(2)に該当する方（公務員の場合は勤務先から支給されます。）

- (1) 父または母で、世帯の生計維持者
- (2) 白老町に住民登録のある方

○認定請求

児童手当認定請求書に次のものを添えて提出してください。

- (1) 国民年金以外の方は健康保険証のコピーか年金加入証明書（勤務先証明）
- (2) 児童が白老町以外に住民登録がある場合は、その児童の属する世帯全員の住民票（省略無し）またはマイナンバーのわかるもの
- (3) 通帳（振込先（受給者名義）の金融機関・支店・口座種別・口座番号）

※ 申請の翌月からの支給となります。（転入の場合は転出予定日、出生の場合は誕生日から 15 日以内に請求すれば、月をまたがっていても、転出予定日、誕生日の翌月から支給となります。）

○額改定請求（増額・減額）

2人目以降子どもが生まれたら児童手当額改定認定請求書を提出してください。申請の翌月からの増額となります。（出生の場合は誕生日から 15日以内に請求すれば、月をまたがっていても、誕生日の翌月から増額となります。）

○受給事由消滅

次に該当する場合は、受給事由消滅届を提出

- (1) 児童の生計を維持しなくなった場合
してください。

- (2) 児童を監護しなくなった場合
- (3) 児童が死亡した場合
- (4) 受給者が白老町外へ転出した場合
- (5) 受給者が公務員となった場合

○支給手当額

児童年齢	児童手当月額 (所得制限額未満)	特例給付 (所得制限限度額以上、 所得上限限度額未満)
3歳未満	15,000円	一律 5,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降 15,000円)	
中学生	10,000円	

※ 第3子以降とは、18歳に達する最初の3月31日までの間にある児童のうち、3番目以降をいいます。

※ 6月・10月・2月の年3回、前月分までの支給対象分を振込します。

※ 所得制限があります。

●児童扶養手当

両親の離婚等により、母又は父と生計を同じくしていない児童の健やかな成長、生活の安定と自立を助けることを目的として支給する手当です。離婚等で、18歳になり最初の3月31日を迎えるまでの児童を監護している母（父）又は母（父）に代わって児童を養育している方に支給されます。ただし、所得制限があり制限額を超えるときは、手当の一部又は全部が支給停止されます。

※ 戸籍上母子・父子家庭であっても事実婚・内縁の方や一定額以上の公的年金を受給中の方は受けることができません。

手当額	児童の数	R6手当月額（満額）
	1人	45,500円
	2人	10,750円を加算
	3人以上	1人増毎に6,450円加算